

# 業務仕様書

## 1 業務名

市民運動広場単管柵保全業務

## 2 業務目的

市民運動広場整備予定地の敷地境界に設置されている単管柵が破損、劣化していることから保全を行う。

## 3 履行場所

札幌市北区新琴似町 769 番 2 (別紙1のとおり)

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年8月1日(火)まで

※現地作業は、契約後にできる限り速やかに実施すること。

## 5 業務内容

### (1)既存単管柵撤去 1式

- ・既存単管柵の一部を新設単管柵に流用するため、錆や変形が著しく新設単管柵に流用できないもののみ撤去する。
- ・既存単管柵の構成は別紙2参照。
- ・撤去箇所は、担当職員と現地確認して決定する。なお、R5年度4月時点で流用できないと思われる単管等の状況は別紙3のとおり。

### (2)単管柵設置 790m

- ・新設単管柵の平面図は別紙4、詳細図は別紙5、6参照。
- ・ポリエチレンネットは、防塵対策品として製造されているものを使用する。  
ポリエチレンネットの網目サイズは 1mm×1mm、ハトメの感覚は 500 mm以下とする。
- ・単管柵との接触による怪我防止のため、下記のとおり対策を行う。
  - ①敷地外側に面する人の高さ(約 1.8m)部分にあるクランプにクランプカバーを設置する。  
(想定数:支柱パイプ 528 本×4 カ所=2,112 箇所)
  - ②敷地角部と開口部の布パイプの端部、水平つなぎの敷地側の端部に単管キャップを設置する。  
(想定数:水平つなぎ 528 本+敷地角部、開口部 6 カ所×布パイプ 3 段=546 箇所)

### (3)撤去材の処理 1式

- ・撤去した既存単管柵の単管パイプやクランプは、札幌市内の廃棄物再生事業登録者(知事登録)又は金属くず商許可業者(警察許可)で処理すること。

## 6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

## 7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
作業前	○業務計画書 ・工程表 ・ポリエチレンネットのカタログ ○廃棄物再生事業登録者(知事登録)又は金属くず商許可業者(警察許可)の写し	CD-R 等にて電子データも提出すること
完了時	○写真帳 ○廃棄物再生事業登録者(知事登録)又は金属くず商許可業者(警察許可)の領収書又は受領伝票の写し ○完了届	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

## 8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。